

議会改革特別委員会

平成25年5月24日

葛城市議会

開 会 午前9時30分

溝口委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開催いたします。

おはようございます。先日の委員会に引き続き、条例改正に伴う準備として、委員会数及び委員会の委員数の決定をできればきょう行いたいと思っております。

きょう、南委員が監査の大会があるということで欠席です。それと、朝岡委員がかぜで高熱だということで欠席の連絡を受けております。2人欠席ですが、どうぞ慎重審議の方、よろしく願いいたします。

それでは、一般の傍聴の方が1名おられます。一般傍聴を許可すること、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴人入室)

溝口委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。所管事項の調査について、まず議会改革について。葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

本件につきましては、前回に引き続き、委員定数削減に伴います常任委員会及び議会運営委員会の構成等についてのご協議をお願いしたいと思います。

本日は、まずお手元にお配りしております、前回委員会で委員よりご意見がありました、近隣の常任委員会及び議会運営委員会の再編の状況について、また全国の5万人以下の市議会における常任委員会の設置状況について、事務局より資料を用意していただいておりますので、そのことについて事務局より説明をいただきたいと思っております。よろしく願いします。局長。

寺田事務局長 それでは、お手元の資料2枚ありますが、まず1枚目の方から説明させていただきます。

近隣市ということで、葛城市と同じような議員定数で桜井市、御所市、五條市、宇陀市の常任委員会及び議会運営委員会の再編の状況を資料をいただくなどして、簡単にまとめましたので報告いたします。

まず、1番目の桜井市ですが、常任委員会については、現行3つの常任委員会の定数は6名で構成されていたが、委員会を活発にするには委員会を2つ減らして1つの委員会の構成人数をふやしてはどうかといった意見、それから議長を除く議員はそれぞれ1つの常任委員会委員となっているが、3つの常任委員会のうち、2つの委員会に複数所属してはどうかなどの意見がありました。議論の結果、常任委員会の定数は、総務委員会が11名、文教厚生委員会が10名、産業建設委員会が10名とされました。また、運用として、議長は総務委員会委員となり、他の議員はいずれか2つの常任委員会委員となることで申し合わせ事項とされま

した。

それから、常任委員会の名称、委員の定数所管は、次のとおりとされております。

まず、総務委員会。これは、先ほど言いました11人で、その所管につきましては、市長公室、総務部、選挙管理委員会、監査委員事務局、出納課及び消防本部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項。

それから、文教厚生委員会につきましては10名で、市民部、福祉保健部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項。

それから、産業建設委員会は定数は10名で、農業委員会、産業建設部及び上下水道部の所管に属する事項ということで構成されておられます。

それから、議会運営委員会につきましては、各会派から1人の委員を選出すると決定され、8会派が見込まれたために委員会条例の議会運営委員会の委員は8名以内とするとされました。しかし、当面の運用としては、委員は6人とされておられます。

次に、御所市につきましても3常任委員会から2常任委員会にされまして、その委員会再編によります委員会条例の一部改正についての提案理由がございます。これまでの3常任委員会を見直し、委員会としての機能が十分発揮できる体制づくりと行政に対する監視強化のために適正な委員定数より適切な委員会運営を実施するとされておられます。

次に、五條市ですが、常任委員会につきましては、改選後の常任委員会及び議会運営委員会の定数などは、議会運営委員会において他市の状況などを調査するなどして3回協議され、最終的に2常任委員会で決定されました。当時、他市の状況など定数15の市議会につきましては、2常任委員会がほとんどであったということに一因がございましたとされております。

最後に、宇陀市です。常任委員会につきましては、議会運営委員会で協議され、近隣の市、桜井市16名の状況から3委員会で運営すべき、それから最近の審議の内容から定数の削減は難しい、2常任委員会で運営すべき意見、それから法的権限を持つ常任委員会は3常任委員会が必要であるということで、採決を持つ委員に議長も入っていただくといった委員の意見などが出されまして、最終的に3常任委員会で決定されました。

議会運営委員会につきましては、議会運営委員会は各常任委員会から委員長1名と委員1名の推薦で計6名、さらに正副議長にて運営を行っていると聞いております。

以上、1枚目の報告を終わります。

次、2枚目を見ていただきます。2枚目につきましては、今先ほど発表しました近隣4市と葛城市の常任委員会、議会運営委員会の状況をまとめさせていただいております。

まず、葛城市につきましては、定数は18名、常任委員会3名、総務文教、民生水道、福祉産業、おのおの定数では6名となっております。議会運営委員会は7名となっております。

桜井市につきましては、議員定数が16名、3常任委員会で総務が11人、文教厚生が10人、産業建設が10人、議会運営が8人以内となっております。

それから、宇陀市につきましては、定数16名、3常任委員会にて、総務文教が6人、福祉厚生が5人、産業建設が5人、それから議会運営が6人となっております。

御所市につきましては、定数15名で、常任委員会が2常任委員会で、総務文教が8人以内、

厚生建設が8人以内、議会運営が5人となっております。

五條市につきましても、定数が15人、常任委員会は2常任委員会、総務文教が8名、厚生建設が7名、それで議会運営が6人となっております。

なお、議会基本条例制定につきましては、この葛城市も含め5市につきましては制定されておられません。

次に、真ん中の常任委員会ですが、これにつきましては、全国市議会議長会の資料、調査研究によりまとめましたが、まず条例で定めた常任委員会の数につきましては、全国5万人未満の市、全部で254市ございます。そのうち1委員会の設置が3市、全体の1.2%、それから2委員会の設置が56市、全体の22%、3委員会が172市、全体の67.7%、4委員会が19市、全体の7.5%、最後に5委員会が4市ございまして、全体の1.6%あります。

それから、2番目に予算それから決算を常任委員会にする、あるいは予算と決算を常任委員会の設置状況につきましても、5万人未満で全体の254市のうち、予算常任委員会が11市ございまして、全体の4.3%、決算常任委員会につきましては4市で全体の1.6%、それから予算と決算の常任委員会が12市がありまして、4.7%。

最後に、3番として、常任委員会の複数所属制度の導入されておられるところが、これも同じく5万人未満の254市の中で全体の32市がございまして、12.6%となっております。

以上で報告を終わります。

溝口委員長 ただいま説明いただきましたこの資料を参考にさせていただきながら、常任委員会の数またはそれらの委員定数についてご議論をいただきたいと思います。今のところ、前回のご意見等々まとめますと、3常任委員会の継続というご意見、また効率的に2常任委員会にしたらどうかというご意見。そして、人数としては、3常任委員会では5・5・5の均等割りかどうかということ、それから2つの常任委員会ですと、8・7にするか、というようなご意見がありました。中身の審議の充実のためには、もう少し人数をふやしたらどうかというご意見もありまして、その中に3つの常任委員会であれば、10・10・10にしたらどうかというような意見もございました。

その間、いろんな情報収集をしていただいたり、いろんなご意見をまとめてこられていると思いますので、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

何かご意見ありませんか。

寺田委員 事務局にちょっと聞きたいんですけど、香芝は今現在どのようになってんのかな。

溝口委員長 局長。

寺田事務局長 定数につきましては16名で、常任委員会につきましては3つございます。まず、総務財政委員会が5人、そして民生文教委員会が6人、そして建設水道委員会が5人となって、3常任委員会が設置されておられます。

それから、議会運営委員会につきましてはの定数は6人とされております。

以上で、報告を終わります。

溝口委員長 白石委員。

白石委員 常任委員会の取り扱いについて議論をさらに深めていくということなんですけど、その前

に事務局の方からご資料をいただいたんですが、近隣の市ですね。さらに5万人未満の254市ということなんですが、これはやむを得ないと思うんですが、この定数が15前後の市でどういうふうな取扱いをしているかということで、この調査をしていただければさらによかったんじゃないかと。人口5万人未満やったら、定数はそれこそ10そこそこからもう20超えるところもあると思うわ。そこで、全く議論をする条件、土台がやっぱり変わってくるから、ちょっと判断に苦しむなというのが印象です。その辺は、とりあえず資料をつくっていただいたということについては、歓迎をしておきたいというふうに思います。

私は、この間の議論やその後のいろんなたくさんは調べられませんでしたけれども、調査で一定の考え方を改めて述べておきたいと、このように思います。

委員会制度が導入されたというのは、これはもう皆さんご承知のように、行政の事務そのものが複雑化し、拡大化し、さらに専門化をするという中で、議会としてそれに対応して議論を効率的に進めるという点もあって、委員会制度が導入されてきたという経過があります。

地方自治法上、委員会制度そのものは、やはり都道府県とか市町村とか、まちの種類によって、あるいは人口の数によって常任委員会が幾つの常任委員会を設置するかということが法で定められていたという経過がありました。しかし、これらは余りにも細分化したということもありましたし、それは定数削減が行われてきたということもあって、これらの規制そのものは地方分権にももとるということで、条例事項として定められてきたという経過があります。

しかし、委員会制度が必要であるということには、もう全く異論がないところであります。

私は、やはり委員会制度そのものの趣旨、役割を更に充実していくということから、私の体験、経験も含めて考えるならば、民生水道常任委員会の所管というのは、非常に多分野にわたり、特別会計も介護保険、国保、後期高齢者等、たくさんの会計事業を持っているということで、なかなか委員会として本当に議論を深化させ、ちゃんとした結論が出されているかどうかというのは、私自身として疑問に思っています。これが、2委員会という形で、所管事項がふえるということは、本来常任委員会に託されている議案の内容について、本当に更に専門的に深化をさせて議論を深めていくという、そういう役割を十分果たせなくなるのではないかというのが1つです。

しかし、それを余りにも深化をさせていくと、非常に視野の狭い議論になってしまうということもありますので、そこはいろんな意見を聞いて決めていけばいいというふうに思います。

次に、私は、そういうことですから、現状の3委員会でやはり運営をすべきではないのかというふうに思います。

そして、あとは常任委員会の数についてであります。常任委員会の数については、これも地方自治法では、やはり1つの1個の常任委員会に所属をするということで、2つの常任委員会に所属することは認められてこなかったわけでありましてけれども、やはりこの地方分権、地域主権の流れの中で、この法律が改正をされ、2の委員会に所属できるようになってきたと。更に、法律改正されて、この項そのものがそれぞれ議会のよって条例事項で定められる

ということで、全く制限がなくなってきたということなのです。

そういうことからするならば、私は5という数字が本当に委員会の運営としては最低のラインではないかというふうに思います。その最低のラインというのは、やはり市民のいろいろな意見や要望を受けて議論を深化させるということからして、やはり数が足りないのではないかということと、それからやはり最終的には委員会の結論を出さなければなりません。採決ということになると、やはり2対2という例が多くなり、委員長の判断で決められるということになり、それも当然妥当なことだと思うんですけども、委員長に対する負担が非常に大きくなるんじゃないかという懸念があり、やはり最低のラインよりも1つ多い、やはり6で常任委員会の構成をしていくべきではないかというふうに思います。

以上であります。

溝口委員長 寺田委員。

寺田委員 今、白石委員からたまたま先に言われたんですけど、私も3つの委員会が妥当やという気しております。

その中において、5・5・5とか6・6・6とかの数字はまたいろいろ皆さんで議論していただいたらいいと思うんですが、いみじくも今、白石委員がおっしゃったように、民生の範疇が非常に広いと。ずっと見ますと、非常に審議事項が広いという範疇で、その中の上下水道部門だけを私は、都市産業の方へ移管、移したらどないかという考えでおりますので、私の意見は、3つの委員会の中で、上下水道だけを都市産業の方へ移して、あと人数に関しては皆さんのいろいろ意見していただいて、3つを残していただきたいという気しておりますので、いろいろと他市のあれを聞きますと、そういうことで桜井市は10・10・11ですか。2つの委員会となりますと、非常と審議範囲が範疇が広がりますし、10人以上になりますと、やはりまたいろいろな問題も出てくると思いますので、3つをそのまま残していただいて、民生水道の範疇が広くてそれをできるだけ私の意見としては都市産業の方へ移していただきたいということでございます。

溝口委員長 では、もう順番に、川辺委員。

川辺委員 率直に言わせてもらいますと、私はそのまま3つの常任委員会を継続していただいて、定員は15になっておりますが、5名、5名。最初、審議がちょっと物足らんとかいろいろあれが出てきたときには、またそのときはどっちか複数にふやすか、そういう考えも持っていたらええと思います。2つ持ったらやっぱりどっちか、こっちが真剣になって、こっちがちょっとおろそかになるとか、そういうこともできると思いますので、とにかく5人体制でしっかり時間かけて審議していただいたら、別に無理やないことやと思います。

また、先ほど寺田委員がおっしゃったように、都市産業、今、皆さんから楽やな、楽やなと思われているけど、やっぱり民生なんか多いから、水道持ってきはってもよろしいし、そこらはまた検討していただいて結構やと。

とにかく、3つの常任委員会をそのままいってもろうたら私は結構と思います。よろしくをお願いします。

以上です。

溝口委員長 それでは、阿古委員。

阿古委員 まだちょっと判断が決めかねている部分があるんですよ。と言いますのは、3つは3つでいいのかなという気がします。2つでも3つでも、どちらでも多分審議できるのかなという気はするんですけどね。ちょうど旧町のときが、多分5人、5人やったのかな、旧當麻町の方がね。それで委員会でやっていて、その当時補完する意味もあったのかな。委員外議員の発言についてはフリーと。回数制限を認めない形をとっていたという記憶があります。そやから、その5人がやはり審議するということについて、若干の不安要素もあったのかなという気もするんですけども、例えば各議員がそれぞれ市民の思いを背負ってこられるんやから、一生懸命されるんやろうと思うんですけども、やはり経験というのがあって、やはり議員として出てきて、まだ知識がない状態でいろんなことを審議するというのは、かなりハードなことやと思います。そうすると、委員会構成の中で、その5名の中でそういう議員の入れかわりが起こったとして、果たしてどういうイメージになっていくのかなというのがはっきりしないから。範疇はやはりもう議員が一生懸命やらなという覚悟でいくのであれば、例えば2委員会というのも1つの方法やろうという気もします。そやから、当然人数が少ないんやから、これは中核都市やとか、物すごく大きい都市みたいに市の中でも非常に権限があって、細分化することによって高度な地方自治を目指すという状態には残念ながら3万7,000人の市では、まだ当分考えられない。であれば、もう少し議員は、それはより深く審議できないといけないんですけども、ある意味、その3万7,000人の広い要望を吸い上げる形で委員会というのもあり得るのかなという気がしています。

私自身は、そやから今どうしたらええねんというたら、どっちがいいねというと、まだイメージとして、どういうメンバーでどういう審議ができるのかというのがイメージとしてわかんないから、リスクを避けるのであれば2委員会の方がいいんじゃないかなという気はしています。

以上です。

溝口委員長 辻村委員。

辻村委員 皆さん、それぞれ意見を申し上げておりますが、私は、やはり今までどおり3委員会で構成していかれたらいいというふうに考えております。

先ほどの白石委員、寺田委員の方からも出ておりましたように、民生水道に関しましては、本当に多分野にわたりいろいろと、多過ぎるというふうに私は以前初めて委員会を傍聴させていただいたときに思っておりました。ほかの委員会に比べると、なかなか時間もかなりかけていつも審議していただいておりますので、やはり寺田委員からの提案の方にありましたように、上下水道を都市産業常任委員会の方に移されてもいいかというふうに思います。

以上です。

溝口委員長 中川委員。

中川委員 意見を言う前に、先ほど白石委員もおっしゃいましたけど、この2枚の資料の常任委員会、この中の1の条例で定めた常任委員の委員会の数ですか。このところ私、ちょっと見たところ、5万人未満の市254市、委員会の数を検討するのに、何万人未満も必要ですが、

ここで欲しかったのは、白石委員もおっしゃったように、定数何名、15名、16名のところに何委員会があるのかという資料が欲しかったんですわ。これを見た瞬間、ああ、いいのをつくってもらったなと思ったんですけど、この2委員会56市のうち、定数15が何市か、16が何市か、3委員会のこの172市のうち、今と同じ条件、これが出ておれば、他市を参考にするんじゃないですけど、やはり数の多いところの方が議会の運営とか委員会運営に差し支えない答えは出ているんじゃないかという意見を持っていたんです。

この中で、ここでは2委員会、私、前回の委員会でも、2委員会というのは、先ほどもいろんな意見が出ていましたけど、3委員会の場合、従前とおっしゃいますが、定数が18から3名減、大きく3名減して15が今、定数、次回の選挙から15にするということで、一番大きい定数が変わっている、それについて15名の議員の中で委員会構成をするのであれば、3委員会従来という言葉じゃなくて、これも洗い直しで、私の意見は2委員会。前にも言いましたように、8・7、この形の構成をもって2委員会で協議していただくと。そうやってきたら、先ほど白石委員おっしゃったように、1つの委員会に大きな負担がかかるような要素があるとおっしゃいましたけど、それも極端に言うたら、議員である以上、議員の審議の務めと思んです。うちの委員会、ボリューム大きい、おまえとこ少ない、こういうことが現実としてはあるかもわかりませんが、それを処理また検討審議していくのが、議員の務めと思います。その責任は、その委員会に所属になった場合、言葉悪いですが、努力してもらおうというか、勉強する機会がふえたというふうにとって、議員活動していきたいと、この形になればね、していくと思いますし、また、さっき言いましたように、重複の場合、15のうちで3つの委員会、単純に割ったら、5・5・5の3つで3掛かる5は15になるんですが、もし1つの委員会が6名、7名のように重複委員を置いた場合、先ほどある委員がおっしゃったように、比重が変わってくると。これは人間である以上。比重が変わると思うんですが、自分の得意分野でないけど、このAという委員会の方に6割の力が持っていけても、Bの方へは私は3割しか持っていかれへん、知識がないというような状態が起こることよりも、1つの委員会に7名、8名の委員が所属し、意見が多いほど審議ができるという感触を持っておりますので、私の考えとしては、2委員会で人数も重複なしの2委員会で8名、7名の構成していただいて、してきていただきたいと。そうすることによって、慎重な審議、また意見も。人数が多ければ意見が多いという単純な問題やないんやけど、5名の中の委員長判断、そしたら4名残ります。採決した場合に、2・2、委員長の判断が比重が大きくなるということよりも、5人のうち4人で審議して採決とって3名で決めるんかというのが、私、3委員会した場合の5名定数における、自分がちょっと引かかる場所はそこなんですわ。数の少ない方がいいかもわかりませんが、1つの委員会、3名によって決まっていくなやというよりも、7名、8名で協議した結果、それを絞って多数決の数字をもって判断していく委員会採決が出たという形をとってほしいと思う。これが意見なんです。

以上です。

溝口委員長 下村副委員長。

下村副委員長 結論から申しますと、3委員会を継続してほしいという、常任委員会はね。今現在、

葛城市の場合は、合併してからもう8年、9年目に入るんですか。そういうことで、特別委員会が合併の件で尺土駅前広場の特別委員会もしかり、新クリの特別委員会もしかりということで、ちょっとほかの市は知りませんが、非常に特別委員会が多いということで、現実、自分、あの方はどこの委員会かなど、そんな現状もあると思うんですけども、これ10月を過ぎますと、期間が少したちますと、もうそういう特別委員会も少なくなってきましたし、常任委員会はやっぱり3委員会です。いろいろな審議をしていただきたいというのは、私、今現在、民生水道の常任委員会の委員長なんですけれども、先ほどお話が出ていますとおり、非常に広範囲というか、議案が多いというのは確かでございます。

そういう中で、逃げるわけじゃないんですけども、先ほど話が出ていました、水道、下水道の件に関しては、都市産の方に回していただいたら、3委員会でこれから慎重審議ができますと、そういうように確信しております。

それと、常任委員会の定数の件なんですけれども、先ほど白石委員も言われましたとおり、5名が一番最低のラインだと思うんですけども、よその市で1人2委員会とかありますけれども、1人2委員会にすると、1つの常任委員会に10名というようなことにもなってきます。これでは、ちょっと全員の議員数が15名なのに、それぞれ3分の2ずつというのも、これもかえって前向いて進まないことが多いと思います。

それと、今のこの議会改革の特別委員会なんですけれども、この中には会派制の問題も含んでおりまして、これきちっと人数は割れませんけれども、会派制になりますと、常任委員会5名でも十分慎重な審議、結論がはっきりと出せると思いますので、常任委員会の定数はまた後日でも結構なんですけれども、私の思いとすれば、3常任委員会、委員の数は5名ということで、先に結論を言っておきたいと思います。

以上です。

溝口委員長 皆様のご意見をお聞きしたんですが、今、白石委員及び中川委員から、全国の15名なり16名の議員定数のところでの常任委員会の数等々について、ちょっと調べてほしかったという意見がありました。今、資料がありますので、ちょっと事務局から発表させていただきます。書き写していただいたらいいと思います。

局長。

寺田事務局長 失礼します。お手元の資料には反映しておりませんが、葛城市と同じ類似団体ということで、定数15の市は全国で5市ございます。その内訳として、2常任委員会制をとっておられるのが3市、それから3委員会はございません。4委員会が設置されているのが2市だけです。

以上です。

(「定数は」の声あり)

寺田事務局長 定数は15です。

(「いやいや、そうじゃなくて、委員会の」の声あり)

寺田事務局長 ああ、済みません。まず、2委員会で設置されてございますのは、8と7でございます。

それから、4委員会につきましては、常任委員会につきましては、8と7、それからあと予算常任委員会を設置されてございますねけど、これにつきましては8と7。それから、一般と特別、予算の常任委員会を重ねておられますところがございます。それから、もう1市につきましては、常任委員会が3つございまして、7・7・7でございます。最後に、別に予算決算常任委員会が14人の定数になっております。議長を除く全員となっております。

以上です。

溝口委員長 今、全国的に15人定数のところでの紹介をしていただきましたが、5市あると。2委員会で定数8・7か、4委員会で、4委員会というのは2常任委員会プラス予算決算を常任委員会化しているから4ということでもあります。そうことですね。それを参考にさせていただくなりしながら、今、皆さんにご意見をお聞きいたしました。

今のところ、3常任委員会というのが5名ですね。そして、2常任委員会が2名ということで、3常任委員会の中でも条件付きということのご意見をいただいたのが、3名おられまして、民生水道の常任委員会から上下水道の部門を都市産業常任委員会です所管していただきたいというような要望をいただいています。

定数については、5・5・5という均等割りもあるんですが、中には3常任委員会で5プラス1ということで、6・6・6にしてはどうかと。これは、要するにイレギュラーで重なる方が3名おられるというだけですね。

要するに、今回もそうですよね。今、18名で定数17名でいってまして、1名ダブルカウントで常任委員会に入られている方がおられますので、そういった考え方も入れれば、6・6・6というのもあり得るということでもあります。

そこで、まず実はこれずっとこの意見を討議しても、ほとんど考え方がそう変わるという問題でもないと思います。ですから、少なくともこの条例改正は、今、定数を18から15にして可決されまして、10月の改選時から15名の新たな議員が誕生するわけですから、今、この議会改革特別委員会で決めたから、これがずっと新たな11月からの改選後の新議会体制で不都合が出ればいつでも条例を改正できますのでね。このあたりも十分考えていただきたいと。

今、なぜここで決めなければいけないかということ、新たな15人の議会体制になったときに、混乱のないように今の時期に委員会数及び委員数を決めると。そして、それを条例化しておくという準備です。それが、新たな15名の方が1年なり2年なり運営されて、決められた常任委員会数及び委員数で議会の運営をされて、その上で、いやもう少し議論を活発化するためには、もう少し委員数をふやした方がいいよと。これ、今さっきにも事務局から紹介があったように、変えられていますのでね。条例をその後ね。我々としたら、今、準備しなければいけないのは、この15名体制になったときの委員会の数と委員数をまずは決めて、新たな15名議会体制になったときに、スムーズな議会運営ができることを願うための準備です。そのあたりを十分考慮していただきたい。

今、ずっと皆さんのご意見をお聞きしていたら、今言いましたように、3つの常任委員会主流であります。そして、定数についても、大体5・5・5、または6・6・6ということですので、絞っていきたくと思いますが、いかがでしょうか。

白石委員。

白石委員 今、委員長が提案された件については、同意できるものだと思います。

しかし、先ほど資料の説明の中、5市の類似団体の中で、4委員会というのが2市あるという報告をいただきました。それが、いわゆる所管別の常任委員会といわれる横割りというか、事項別というか、予算決算とか、あるいは条例とか、あるいは請願とか、そういうことを専門的にやるこの常任委員会がやっぱり設置されているということから考えれば、法がこの間改正されてきた趣旨をやはり生かして、議会の活性化というか、議会の議論をさらに広く深く進めていくという点では、これは一考に値する予算常任委員会、決算常任委員会、あるいは条例常任委員会とかね。いろいろ種類が、そういう常任委員会を設置できることになっているわけですから、これはこの後の問題として委員長申しましたように、幾らでも改正できるわけですから。その改正のときの1つの懸案の事項として、議論をしていただきたいということを述べておきたい。それだけです。

溝口委員長 ほかに、ここで大体定数削減についても多数決で物事を決めているわけですが、一言意見として述べておこうと思われる方について、意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど、白石委員から提案されました、私も委員長として申し送りをするときに文面化しておこうと思ったのは、やはりそういった予算委員会、決算委員会の常任委員化、それと余りにも多い特別委員会をやっぱり削減して常任委員会で所管できる部門の課題ですのでね。煩雑になり過ぎる特別委員会をできるだけ縮小するという意見をつけ添えようと思っておりました。

ほかにご意見ありませんか。

白石委員。

白石委員 1点だけ。常任委員会の委員の数のことでありますけれども、15ですから、3常任委員会とすれば均等に割れば5ということになるんですけれども、これは先ほど私の考えを言いましたから、これ以上は申しませんが、やはり法の改正の趣旨というのが、これはどういう趣旨に基づいて改正されてきたかということが大事だというふうに思います。

やはり、議会制度の充実を図るという観点から、やはり議員は常任委員会には1個の常任委員会しかなることができないという事項は外して、2以上の常任委員会に入ることができるということで、変わってきているわけです。これは、もちろんそれぞれの議会で定数削減をしてきた、そのことも影響されていますけれども、基本はやはり議会制度が充実していった、議会の役割をちゃんと果たせるようにすると。定数の削減とあわせてそのことを保障、担保するために制度が改正されてきたということでもあります。

桜井市なんか、僕は6・6・6やと思うてたら、違うねんな。もっとやっぱりふやしているわけやね。その辺は、これから法の改正の趣旨に基づいて、議会として積極的に1回チャレンジしてみる必要があることではないのかということを重ねて述べておきたい、このように思います。

溝口委員長 ほかにありませんか。

これ、ちょっと委員長として、今後のスケジュールを紹介しておきたいんですが、実はこれ、6月議会が18日、定例議会の初日を迎えます。6月議会に条例を議員提案という提出議案として上程するためには、これをもう一度今度は決定されたものを条例化して、その条例をこの委員会で承認しなければいけません。

その前に、踏まなければいけない段取りとして、全員協議会で全議員にまずは紹介して、委員会で決定いたしました、条例案としてこのような形で次の委員会で決定いたしますという事前情報を開示しなければいけません。そして、委員会で条例改正の内容を決定して、18日から開かれる6月議会で議案として決定されますので、踏む手立てとしては、必ずあと1回は常任委員会をしなければいけません。それと、その前にせなあかな、全員協議会。その後でもええんか。その後でも、まあ決定ですので、その後でもいい。全員には、要するに議案として出しますので、情報を開示しなければいけませんので。

そういう段取りからしますと、常任委員会の数及び定数というのを、議論を尽くしても同じ議論だと思うんですよ。そういうことで、決めていきたいと思っておりますので、今、ご意見として、これ重要なのは、今のご意見というのは、次の15人体制になったときにやはり委員会の数及び委員数については、再度湧き上がる問題かもわかりませんので、そのときにやはり自分の意見として、あのときこういうことを言っていた状況が今起こっていると。じゃ、もう一度議会の運営の問題ですので、条例改正は十分できるわけですから、今の状況でご意見があれば述べていただきたいと思います。

なければ、決めたいと思えます。

まず、常任委員会の数、これはもう今ご意見をお聞きしましたら、2名の方が2常任委員会のご意見をお持ちです。ですので、大勢としては3委員会の継続ということで結論をつけたいと思えますが、よろしいでしょうか。3委員会で継続したいと思えますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 そしたら、議会改革の委員会数については、3委員会といたします。

それでは、これで委員数についてですが、今まで3委員会を推奨された方のご意見は、15名の体制でありますので、1議員が1委員会に所属するという考え方の方が2名おられます。そして、1名の方は、その委員会の運営上、委員長1名を抜きますと4名の委員が審議することになります。そうすると、2対2という現象が起こり得るということで、委員長権限という形の裁決が、委員長の負担が大きくなるのではないかということ等を含めて、それともう少し委員をふやして充実するためには、6・6・6という方が1名おられます。辻村委員、もう名前を言いますが、辻村委員及び寺田委員については、委員の数については、後ほど決めたらいいということで、今から決めますので、今お持ちのご意見をお聞きしたい。ただし、そのときの条件は2人の人の条件ですが、下村委員もそうですが、都市産業の常任委員会へ下水道の部門を所管を移してほしいということですので、これは後で審議をしたい。要するに、委員会が掌握する所管の分野についての意見として、後で取り決めていきたいと思えます。

今、辻村委員及び寺田委員が保留ということで、委員数をどうされましようか。

(「難しいな」の声あり)

(「もう、決めてかかったらいい話やで。はっきり言うて」の声あり)

寺田委員 ちょっと何で私の意見言いにくいかといいますと、2人の委員さん、欠席されておるわけですわ。きょうの委員会。それを抜きにして、これで前向いて行ってええかということが半分私の気持ちがあります。ちょっと言いにくいなという意見がございますので、でき得ればもう1回やってもろうて、この件についてはもう1回やってもろうて、近々に。2人出ていただいてご意見聞いたらどないですの。委員長さん。

溝口委員長 それでも、これ少なくとも3委員会は変わりませんよ。

寺田委員 3委員会は変わりませんよ。ただ、私が言うてるのは、5名にするのか、6名にするのか、あるいはもうちょっとふやすのかということに対しては、私は2人の欠席があるので、ちょっと言いにくいなという意見で言うただけですから。

溝口委員長 1名の方については、委任をいただいています。

寺田委員 委任をいただいとったら。

白石委員 ちょっと僕、表現が間違っていたというように思うんですけども、常任委員会の委員の数なんですけれども、6以上という。

溝口委員長 以上ね。6ではない。

白石委員 以上ということでお願いしときたいというふうに思いますので。

溝口委員長 はい。

辻村委員。

辻村委員 ずっと考えていたんですけども、今現在6名で構成されているんですけども、それを5名ということにすると、やはりなかなか難しいかなというふうに、委員長を除くと4名で、もし採決をとる場合、2名、2名になってなかなか採決できないという、それもあるかと思うんですが。先ほど白石委員の方から言われたのは、最低5名は必要と。最低人数は5名というふうに、下村副委員長も申されていたのは、会派制ということも考えて、定数5名でも審議ができるというふうに言っていたというので、それをずっと私、考えさせていただいて、なるほど会派制ということ考えると、5名でもいけるんじゃないかというふうに思っております。

(「委員長、きょう決をとりはるの」の声あり)

溝口委員長 出したいんですよ。もう、スケジュール的に、これ同じことだと思いますわ。多分、意見が変わって、ごろっと変わるということはない。当然ながら、2名の方が変わるということはないわけでしょう。要するに、今3名が大勢なんですから。今、常任委員会は、3常任委員会、決まりましたから。

白石委員 決まったとしたら常任委員会の数についてはね。

溝口委員長 要するに、案があるということですね。それはお聞きしたいと思っています。

阿古委員、そしたら3常任委員会で、委員数の数についてご意見お持ちだったら。

阿古委員 私、3委員会で行くんやったら、5名・5名・5名でいいんかなと。すっきりわかるん

かなと思います。ただ、会派制がどうのこうのというのは、考え方がちょっと除外しとく方がええのかなという気もするんです。そやから、会派というのは必ずしも3人以上になるとは限らへんわけやから、当然2人会派というのものもあるわけですから、3委員会で割りきれへん話になりますので、各委員さんに頑張っていただかないとしょうがないと。それを期待して、もうきれいな数字で当初スタートされたらどうかなという思いがしますね。

以上です。

溝口委員長 中川委員。

中川委員 意見を述べよということなんですが、先ほどの意見においても、私、原則重複する委員、これを避けたいというのは思いもあるんですよ。すなわち、人間である以上、プラスマイナス出ます。それは、常任委員会に所属して、特別委員会に所属するのは別としてね。常任委員会の中でほかの分を兼務することは比重が出てくると思う。そういう意味において、避けてほしいというので、5・5・5と必然となると思います。

それと、先ほど委員長おっしゃったように、今、これ決定していくけれど、今年の10月末任期で、11月1日から新議員が15名来られます。その方において、不都合ができたときに条例改正等ができるとおっしゃいますねけど、その場合に条例改正するにおいてこれと同じような手順を踏むとなってきたら期間の問題が出ますし、またそれを残して決めていくのはちょっと怖いんですわ。前の連中という言葉が必ず出ます。出ることないかないということは言えないと思うんです。そのことも踏まえて、ちょっと私も慎重に2委員会という意見を推すのはそれなんです。条例改正するの。そしたら、11月議会臨時会、12月定例会、3月予算、いつすんねやと。そんなこと、後ろへ置いて決めていくのは怖いなというので、先ほどから2委員会で8・7にしてもらったら、改正にしても期間が持てるだろうという余裕じゃないけど、期間的な3月までにできることやったらできるだけ、一旦決めたら再度練り直すということは、議会の委員会構成で練り直すわけですから、2回、3回の会議でできないと思うんでよね。今、これを決めるだけでも、1年かかっておりますのでね。それを過程を踏まえた場合の意見としては私、慎重にならざるを得ないというのが、前回から言っている意見なんです。だから、今回については、5名、5名、5名という形で結構と思います。

以上です。

溝口委員長 少なくとも、今、中川委員の言われた改選後15名体制でこの3委員会制で定数5・5・5で走りますよね。当然ながら1年ぐらひはやはり様子を見ないとね。十分見て、そこで何か時間の問題とか、決定、意思の表現の問題とか、委員会の中で欠席者が出た場合の委員会の本当の成立の度合いの問題とか、こんなんはもう絶対出てくる話ですから、そういったことを集めていって、どこかの機関に、多分議会改革特別委員会は、特別委員会としては多分存続するだろうと思いますので、そこでもう一度審議していただくということで、我々何度も言いますように、新たな15名体制の議会構成の最初のスムーズなスタート、円滑なスタートのための今、準備をしているわけですので、その点、十分了解をしていただきたいと思います。

それでは、今、寺田委員だけが保留なんです。

寺田委員 委員長がどうしてもきょうやるという確固たる責任のもとでおっしゃるのでしたら、私も最終的に意見言わなならんということと言わしてもらいますが、5・5・5で私は結構やと思うんですけど、委員長おっしゃるように、新しい15人体制が立ってから不備な点が出ましたら、またその都度やっていただいたらええと。それと、5・5・5でやって、2対2、委員長裁決となりますが、委員長が非常に責任が重とおっしゃっていますけれど、委員会の中ではそれで成立されても、本会議で最終で決断されますので、そこではっきりなりますので、私はそれで意見出せと言われたら、5・5・5でいいんじゃないかなという気持ちでおります。

溝口委員長 ないですか。

今、ご意見をお聞きしました。少なくとも、寺田委員の方から言われたように、委員会制というのは、当然ながら本会議で議決をしていくわけですので、その点は委員会での採決という段階をへて、本会議で上程されますので、今の議会のやり方、システムというのも十分理解していただいて了解をいただきたいと思います。

今、ご意見をいただきまして、少なくとも委員数については、5・5・5が大半でありますので、ここでお諮りしたいと思います。

常任委員会を3とし、委員の定数については各委員会5名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、きょうの大きな議題であります、常任委員会の数については3、定数については5、各委員会5人をもって議会改革特別委員会の結論としたいと思います。

そこで、あと2つが残っておるんですが、1つは、委員会の所管。先ほども何人かの方から出ましたように、これまでこの議会運営というのは4年近くやってきているんですが、その中で民生水道の所管の中で、非常にボリュームが大きいというご意見をお持ちの方が3名おられました。その3名の方については、全く同じご意見で、上下水道部門を都市産業常任委員会に移管してはどうかということなんですが、この点は当然ながら条例改正のときに所管部分というのも各委員会の中で表現しなければいけないので、今、意見が出ておりますのでその点についてもきちっと決めておきたいなと思いますが、どうでしょうか。

今、まずは決めたいのは、上下水道部門を都市産業に移すと、要するに、委員会の名前もちょっと表現を変えなければいけないので、まず上下水道部門を都市産業常任委員会に移すという点について、ご意見どうですか。

下村副委員長。

下村副委員長 私、長い間都市産業の部門というか、委員長もやらしてもらいまして、正直言いますと、そのころは非常に案件が少なかった。都市産業常任委員会を開いても、もう10分ぐらいで終わるような案件が1つとかいうのが確かに多かったんです。最近、道の駅とかいろんな問題が、合併の新市建設計画の問題があって、審議事項も多いと思うんですけども、今現在先ほど言いましたように、民生水道常任委員会の私、ちょっと委員長、副委員長はベテランの白石委員にやってもらっていますけれども、非常に福祉関係の国からの条例改正と

かいろんな問題、また今度は何があるかな、非常に案件が多いというのは事実でございます、非常に委員会も時間がかかるということ、そして今、水道下水道の話が出ましたけれども、やっぱり感覚的に言いますと、福祉と水道下水道と言いますと、余り密着したところがないように思いますし、それは都市産業の方に移管した方がいいなということは、前から以前から思っていました。そういう、今自分のいてる立場で考えましても、それ方がいいんじゃないかと。だから、名前まであれですけども、民生常任委員会でいいんじゃないかと、そう思ったりしています。個人的な1つの意見でございます。

溝口委員長 白石委員。

白石委員 せっかくの機会でありますので、改めて意見を述べておきたいとこのように思います。

物理的にやっぱり客観的にこの所管の範囲が非常に広いというのは、これはもう事実だというふうに思います。やはり、委員会制度の趣旨というのは、やはり複雑化したいろんな事務を専門的に分化をして深めていくと。そのことによって、議会としての市民の付託に応えていくということだと思います。できるだけ、広範囲のものでですけども、絞り込んで議論を深くしていくということが大事だということで、でき得ればこの後、どこの委員会もきちんとやっぱりちゃんと議論もされているということが前提ですけども、私の経験では、今、下村副委員長が言ったように、福祉関係というか介護保険が平成12年度に導入をされました。障がい者の施策なんかも、この間ごろごろ法律が変わっていくとか、国保も今後どうなるかわからない、国保はちょっと減るかもわかりませんね。そういうのがあって、非常に調査、審査の内容が広がり、なおかつ深くなってきているということからすれば、本当に委員会としてちゃんとした本会議での議案の付託、あるいは調査等にこたえられるのかというたら、やはりなかなか自信がないというのが現実だというふうに考えています。

現在の常任委員会の審査の方法というのは、本議会では所管別、いわゆる部門別でやっている。先ほど類似団体のうち、2団体は4常任委員会でいうのがありました。これはまた、これから議論もしていったらいいと思うんですけども、やはり部門別、いわゆる所管別にやっているということからすれば、上下水道部が新たに設置されたと。これまでは全然下水道が、都市産の方でやられていたというそういう経過もありますので、その整合性が、それで私はとれるんじゃないかというふうに思っております。

以上であります。

溝口委員長 ほかにありませんか。

中川委員。

中川委員 意見じゃないんですけど、上下水道というのは上水道、下水道ですよね。この中で、民生水道、厚生水道ですか、常任委員会の名前、これって基本には中央官庁の所管で結びつけてあるんですよね。というのは、上下水道については中央官庁の所管は厚生労働省のはずなんです。公衆衛生法。水道法の関係で。それで結びつけてあるので、今回これが上水道と下水道を分けて常任委員会を分けた場合、中央官庁の配置の関係から問題あると思うけれども、おかしいんじゃないかという意見で持っているんですが、上下水道同時に都市産業へ行っていたら、私の個人的な考えじゃないですけども、一部では衛生部門、保

健衛生、厚生労働省部門、だけどそれを中には水道、またあるいは下水道のように、事務系と技術系、両方備わった課がここなんですわ。それを都市産業に行ってもらったら、特に問題ないと思うので、意見として言わせてもらいます。考えとしては、賛成です。

溝口委員長 ほかにございませんか。

寺田委員。

寺田委員 先ほど言うた。

溝口委員長 言うたね。いいですか。

寺田委員 先ほど言いましたけど、白石委員や私の考えも下村委員のお考えも一緒やと思うんですが、これから全く介護とか福祉の面に関しては、複雑多岐になってくると思う。まだまだ。いろいろと法令、条例が国の方針がどんどん変わっていている状態でございますので、それをやっぱり私先ほど言うたように、切り離して、上下水道はこっちの方へ移していただきたいということでございますので、改めてお願いということにしておきます。

溝口委員長 それでは、ほかにご意見ありませんか。

そしたら、先ほどの委員会数及び委員数のときにもご意見が出ていまして、要望として3人の方が述べられました。今、ご意見として2名の方、及び3名の方ですね。合計3名の方が、要するに同意を示されました。計6名の方が、上下水道に関する所管を民生水道常任委員会から都市産業常任委員会へ移す、移管するというところでございますので、このようにさせていただきたいと思いますが、それでご了承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 そうしますと、次に問題になるのが、この委員会の名前なんですが。

(「それも決めるの」の声あり)

溝口委員長 これを決めないと、条例に表現されますのでね。要するに、今、実は準備されているというのも変ですが、現行では総務文教常任委員会なんです。そして、これが今後5名。それから、民生水道常任委員会が、このままだと5名。都市産業常任委員会が5名ということになります。これで、上下水道部門を都市産業常任委員会に移管するとしますと、総務文教常任委員会5名で所管はそのまま。今までどおりの部門を所管すると。それから、民生水道常任委員会から上下水道部を切り離しますので、水道という名前を消すとしますと、民生常任委員会になります。今、民生という文言自体が少し老朽化している部分もありますので、生活福祉常任委員会という名前かどうか。そして、3つ目が都市産業水道常任委員会。これは、都市産業常任委員会プラス水道を入れるという形で、常任委員会名はどうかというのを委員長として提案させていただきたいんですが、1つは総務文教常任委員会、もう一つは生活福祉常任委員会、3つ目が都市産業水道常任委員会。

(「名前までつけるの」の声あり)

溝口委員長 名前を決めないと、これ条例改正できません。

(発言するもの声あり)

溝口委員長 そしたら、ここの議会改革特別委員会の権限や、これは。

(発言するものあり)

溝口委員長 権限ですわ。聞いたとしても大変な混乱を招くだけで、そんなにこの文言を変えたからといって何か不都合がありますか。

(「ない」の声あり)

溝口委員長 どうぞ、辻村委員。

辻村委員 もう一度委員会を開催されるということなので、名前に関しては考えさせていただきたいというふうに思います。すぐにもうどうって、今ちょっと聞かしてもらおうと、都市産業水道というのが何かそのまま長いなというのと、生活福祉常任委員会というふうに言われましたが、まだちょっとピンと来ないので。

溝口委員長 そしたら、もう一度紹介しておきますと、生活福祉常任委員会の所管部門というのは、市民生活部、保健福祉部なんです。ですから、生活福祉常任委員会。都市産業水道常任委員会となりますと、産業観光部、都市整備部、農業委員会、プラス上下水道部なんです。そういうことは、総務文教もそうですし、総務文教なんていうたらいっぱいありますよね。企画部、総務部、教育委員会、会計課、監査委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部まで所管しているけれども、網羅した名前というのはなかなか難しいんですよ。ですから、総務文教と。それで、今紹介した新しい委員会の市民生活部及び保健福祉部を所管する常任委員会として、生活福祉常任委員会。産業観光、都市整備部、農業委員会、下水道部のこの4つを都市産業水道常任委員会という、要するに都市産業常任委員会からプラス2文字プラスされて水道というのが入ったと。

白石委員。

白石委員 委員長の提案というのは、そのまま所管の部門の名前を入れてというので、正確でわかりやすいというのはあるんですけども、ほかのここに常任委員会、議会運営委員会の状況というところで、奈良県の近隣市について書いていただいているんですが、水道を入れているのはうちだけなんです。だから、水道を軽視するとか、そういうことではないですけども、都市産業は都市産業のまま、民生水道の方だけ変えればいいのかというふうに思いました。今、思いました。ちゃんと資料を見てね。ご検討いただきたい、このように思います。

溝口委員長 今、白石委員の方から出されたのは、民生水道常任委員会という名前から、水道部門が移管されますと所管が市民生活部と保健福祉部という2つの部を所管する常任委員会になりますので、生活福祉常任委員会と。この生活福祉常任委員会は、皆さん、ご意見としては受け入れられるということですね。それで、都市産業常任委員会について、上下水道部が入るんですが、都市整備部という一種の都市計画のいろんな部門の今はもう全く独立機関として上下水道部があるんですが、これは都市産業常任委員会の中に含むということで、常任委員会の名前として現状のまま都市産業常任委員会とするということで、どうですか。

(発言するものあり)

溝口委員長 常任委員会の文字数というのではないですが、都市産業という中に上下水道部を含む。

それでは、ご意見、ほかにはないようですので、常任委員会の名称について決定をしたいと思います。

まず、総務文教常任委員会、生活福祉常任委員会、都市産業常任委員会、この3つを常任委員会としての名称とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、条例改正についての常任委員会の名称、委員定数、所管を次のとおりといたしますので、まず今までに決まった内容をもう一度確認したいと思います。

葛城市議会委員会条例の中の一部改正に伴い、常任委員会の名称、委員の定数、及び所管については、次のようにといたしたいと思います。

総務文教常任委員会5人、所管については、企画部、総務部、教育委員会、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部。

次に、生活福祉常任委員会5人、市民生活部、保健福祉部。

次に、都市産業常任委員会5人、産業観光部、都市整備部、農業委員会、上下水道部を所管とすることで決定したいと思います。ご了承いただけますか。このように決定したいと思います。ご了承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、このように決定をさせていただきます。

次に、もう1点あるのが、議会運営委員会の委員定数です。現状は7名。これは常任委員会の、もうこれ3常任委員会決まりましたので、現状と一緒に状態でいうと、常任委員会の委員長がまず所属します。3人。残りが、大体申し合わせの中で、会派制を、にわかな会派制をとっておりますので、会派届を出されている3つの会派、現在出されています。4つ。3つやな。

(発言するものあり)

溝口委員長 4つ。そうやな、共産党さん、公明党さん、寺田議員と、川辺議員のグループね。4つですね。会派が4つということでもありますので、現在7名で議会運営委員会を構成しております。

これについて、何かご意見ありますか。

白石委員 常任委員会の数、あるいは会派の数からすれば、現状でいいのではないかというふうに思います。

溝口委員長 ほかにご意見ありませんか。

寺田委員。

寺田委員 現状の人数でええと思います。私の突っ込んだ意見を言いますと、今、会派制というたって、うち、会派制まだとってないので。それをきっちりと会派制ということで、前向きの姿勢でやっていただきたいというのが私の願いなんです。といいますのは、会派制をとりますと、事務局の仕事が、事務局の肩を持つんじゃないんですけれど、半減するんですわ。といいますと、会派の代表者会議、各、樞原市でも大和高田市でもやっておりますが、代表者会議を開いて、こういう方針でこういうことをやりますよと、お願いしますと。それでも、つとつながるんですわ。ところが、うちは会派制がないもので、一人一人の全部の方にご報告せなならんという、非常に事務が多岐にわたっておりますので、でき得るならばよ

そと同じように、会派制をとっていただきたい。樫原市とか無会派の人は、ペアを別に無会派ばかり集まっていたら、無会派の人は絶えず、だから議会へ情報収集に来られているわけですね。そういうことの不利もありますので、要するに議員活動で会派制をとっていただいたら、会派の中でスムーズにいくんじゃないかなというのが、私の意見でございます。

溝口委員長 ほかにありませんか。

阿古委員。

阿古委員 議会運営委員会は、不確定要素、会派数の不確定要素が入りますので、ある一定の数以内という表現の条例改正をされるといいんじゃないかなと思います。例えば、10名やとか15名。実際に7名でもいいんですよ。そやけども、枠として、例えば何人という限定をしてしまうと、会派の数がずれたときに、また条例改正せなあきませんから、そやからちょっと多い目のあるいは余裕を持たした、例えば8名、9名、10名あたりの数で押さえてしまう。以内という表現でね。それで、現実に7名やったら7名でもいいわけですから。そやから、同じ条例改正をされるんだったら、もうそういうふうにされる方がいいんじゃないかなと思います。以上です。

溝口委員長 今、阿古委員の方から、何人以内というちょっと余裕を持った表現で条例を制定してはどうかということですが、これ事務局から聞いた話ですと、余り何人以内という不確定な文言で条例を決めては問題やという指導があったみたいですが、それも踏まえて、今までほかのところを見たって、やはりそういう何人以内とかいう表現で決めているところはありますので、別に私は構わないと思います。

今現在7人で運営をされているんですが、少し余裕を持って広げようという提案ですが、この点についてどうですか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 決めるとなると、人数を決めないといけませんので、何名にしますかね。今、7人です。

(発言するものあり)

溝口委員長 寺田委員。

寺田委員 2名以上が会派としてこれから認めていくということをまず基本前提にさせていただくと、これは前向いていかんと思います。だから、1名ふやして8名でいいんじゃないんですか。私は、そういう気持ちでおります。

溝口委員長 よろしいですか。8名。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、議会運営委員会の委員定数については、8名以内ということで決めていきたいと思っておりますので、それでご了承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 そしたら、きょうご意見をまとめさせていただきました。一部強引なところもございましたが、きょう決まったことにつきましては、次回の当委員会におきまして事務局の方で条例改正案というものを用意していただきます。それをもう一度お集まりいただきまして、改正案が決まり次第、次回の議会改革の委員会なり、協議会を開きたいと思っております。

条例改正案ですので、多分委員会で合意していただくということになります。

その後、議会全員協議会を開催していただいて、議会改革特別委員会の決定事項として、私の方から全議員にご報告させていただきます。

そして、6月18日から始まる6月定例議会に議員提案として、この条例改正案を議案として提出させていただいて、本議会議場で決定をいただく。そのような運びとさせていただきますので、どうぞよろしくご了承をお願いしたいと思います。

それでは、委員外議員の方はもうおられませんので、きょうのところの調査案件、議会改革特別委員会で調査案件として上げましたこの内容につきましては、すべて、決まったわけではございませんけれども、委員会として条例改正に向けて準備をしていただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、もう1点、前にちょっと委員会が終わるころにご意見として上がった、議会の議会基本条例について、この議会改革特別委員会の制定に向けての大きな目的があります。これにつきましては、今後この6月定例議会が終わった後、10月までの間に懸案になっておりました諸事項についてまとめさせていただいて、まとめきれなければ、この15人体制のまた議会構成の中で申し送りをしますが、きょう決まった内容とか、今まで決まってきた内容については、すべてが議会基本条例の中身として決めていく内容ですので、その点も十分理解をいただきまして、今後また議会改革特別委員会を進めていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、本日の特別委員会を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

溝 口 幸 夫